

酒々井町木造住宅耐震シェルター等整備費補助事業の流れ

1. 事前の準備

- ・補助制度の利用について、耐震シェルター等の設置の内容、工事の時期について、打合せをしてください。
- ・補助の対象となるか確認をしてください。

2. 補助金交付の申請

- ・下記の必要書類を揃え、まちづくり課に申請してください。

【必要書類】

- ①補助金交付申請書（第1号様式）
- ②家屋証明書等昭和56年5月31日以前に建築されたことが確認できる書類
- ③見積書等補助対象経費が確認できる書類の写し（設置業者の記名、捺印のあるもの）
- ④障害者又は高齢者世帯の住民票の写し又は身体障害者手帳等の写し等
- ⑤町税等の納税に関する申告書（第1号様式の2）
- ⑥申請者と住宅所有者が異なる場合、耐震シェルター等を整備することについて、住宅所有者が承諾していることを確認できる書類（第2号様式）
- ⑦案内図、平面図（整備予定場所を明記する）、整備予定場所の写真
- ⑧委任状（代理者によって申請を行う場合。）

- ・町において、補助対象となるかを審査した上で、補助金交付決定通知書を通知します。通知交付後、工事を開始してください。

なお、通知までに2～3週間程かかります。（書類に不備がない場合）

3. 工事施工者等との契約

- ・通知書を受領した後に、請負業者と契約してください。

4. 耐震シェルター等の設置整備

- ・耐震シェルター等の設置工事を開始してください。
- ・工事状況が確認できるように、工事前、工事中、工事終了後の写真を撮影するようにしてください。特に耐震シェルターは仕様書どおり設置されているかわかるよう、撮影してください。

5. 報酬の支払い

- ・領収書を受け取ってください。

6. 実績報告書の提出

- ・シェルター設置工事の完了後に、実績報告書を提出していただきます。
- ・下記の必要書類を揃え、まちづくり課に提出してください。

【必要書類】

- ①補助金完了実績報告書（第7号様式）
- ②耐震シェルター等の整備に係る契約書の写し
- ③耐震シェルター等に係る請求書及び領収書の写し
- ④整備前、整備中及び整備完了後の写真

- ・町において、交付決定した内容と相違がないかを確認し、補助金確定通知書を通知します。

処理日数 1週間程度（書類に不備がない場合）

7. 補助金の交付請求

- ・まちづくり課に補助金交付請求書を提出していただき、請求書に基づき補助金を指定の口座に振り込みます。

【提出書類】

- ①補助金交付請求書（第9号様式）